

高野台地区建築協定(2・3・5丁目)



認可 平成15年2月4日

区画 9.7ha 270区画

- ①建物用途 専用住宅
- ②建物の地盤面の高さの変更禁止
- ③建築物高さ 地盤面から10m(軒高7m)
- ④敷地を分割する場合は200㎡以上とする
- ⑤緑化努力義務

連絡先

高野台地区建築協定運営委員会
吹田市都市計画部開発審査室
建築許認可担当(06-6384-1972)

平成30年5月現在